

瀬戸内町水道事業経営戦略の策定について

■お問い合わせ先 水道課 ☎ 0997 - 72 - 1057

瀬戸内町水道事業におきましては、人口減少に伴う料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新費用の増加など、今後ますます経営環境は厳しくなるものと見込まれています。この水道事業を将来にわたって持続的に安定して経営していくためには、中長期的な視点に立ち、施設や設備に関する投資や投資に対する財源の見通しを試算しながら経営の健全化や経営基盤の強化に取り組む必要があります。

「瀬戸内町上水道事業経営戦略」および「瀬戸内町簡易水道事業経営戦略」を策定いたしました。経営戦略の策定期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間ですが、5年ごとに事後検証や見直しを行います。なお、上水道及び簡易水道事業経営戦略の詳細につきましては、町のホームページに掲載しています。また、水道課においても閲覧することができます。

■対象
瀬戸内町水道事業利用者



お口元気菌ツピー健診

■お問い合わせ先 鹿児島県後期高齢者医療広域連合業務課保健事業班 ☎ 099 - 206 - 1329

鹿児島県後期高齢者医療広域連合では、今年度76歳及び80歳の誕生日を迎えられる後期高齢者医療の被保険者を対象に、口腔検診（お口元気菌ツピー検診）を実施します。高齢期になりますと、知らず知らずのうちに飲み込みの機能が低下し、窒息や肺炎の原因となります。この検診事業は、いつまでも健康で美味しく食べて長生きしていただくために、歯周病や義歯の検査に加え、飲み込みの機能の診査・指導を行い、口腔機能の低下を未然に防ぐと有効な検診事業です。

- ※注意事項
新型コロナウイルスの感染拡大が続いていることから、体調を第一に考え、無理のない範囲で受診してください。
- 日時
令和3年6月1日(火)～
令和4年1月31日(月)
- 場所
県内の歯科医療機関
- 料金・無料
- 対象
今年度76歳と80歳になられた後期高齢者医療被保険者
- 申込期間
令和3年6月1日(火)～
令和4年1月31日(月)



■お問い合わせ先 県市町村振興協会 ☎ 099 - 206 - 1001

「サマージャンボ宝くじ」と「サマージャンボミニ」の発売

「サマージャンボ宝くじ」と「サマージャンボミニ」が、7月13日(火)から全国で2種類同時発売されます。この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

■販売期間
7月13日(火)～8月13日(金)

■抽選日
8月25日(水)

■販売価格
各1枚 300円

■当選金

- ▽サマージャンボ宝くじ
 - 1等 5億円×23本
 - 前後賞各 1億円×46本
- ※当せん本数は、発売総額690億円・23ユニットの場合
- ▽サマージャンボミニ
 - 1等 3000万円×28本
 - 前後賞各 1000万円×56本
- ※当せん本数は、発売総額210億円・7ユニットの場合

■お問い合わせ先 保健福祉課保健予防係 ☎ 72 - 1122

「ハンセン病問題を正しく理解する週間」に関するお知らせ

ハンセン病問題に対する解決の促進を図るために、県では「ハンセン病問題を正しく理解する週間」を定めています。誤った隔離政策によって、強制的に隔離され、ご本人だけでなく、ご家族も偏見や差別を受け、かけがえのない多くの方々の人生が奪われました。病気が治っても家族の元へ帰れず、社会復帰が難しい状況にあり、今もなお、多くの方々が、療養所での生活を余儀なくされています。長い間、偏見や差別に苦しめられたハンセン病であった方々等が、平穏に安心して生活できる地域づくりのために、また、二度とこのような悲しい歴史を繰り返さないために、私たち一人ひとりが、ハンセン病問題とは何かを正しく理解することが大切です。

■ハンセン病問題に関する知識

・ハンセン病は、らい菌によつておこる感染症で、遺伝病ではありません。らい菌の感染力は弱く、非常にうつりにくい病気です。また、早期発見と早期治療により、短期間で完治する病気です。わが国に感染源となるものはほとんどありません。ハンセン病であった方々の身体の変形は、診断や治療が遅れたことによる後遺症です。

■ハンセン病問題を正しく理解する週間
令和3年6月20日(日)～6月26日(土)



令和3年度の労働保険年度更新手続きについて

■お問い合わせ先 鹿児島労働局労働保険徴収室 ☎ 099 - 223 - 8276

事業主の皆さんへ
6月1日(火)から7月12日(月)までは、労働保険の年度更新の申告及び保険料納付の期間です。

●鹿児島労働局より送付されます申告書及び納付書により、期間内の申告・納付を行っていただきますよう、よろしくご願ひ申し上げます。

●e-Govから、電子申請による申告も可能です。



■お問い合わせ先 (公財) 鹿児島県環境保全協会 ☎ 099 - 296 - 9002

浄化槽を設置している方へ
浄化槽定期検査受検のお願い

浄化槽は、私たちの生活から排出された汚水を浄化し、きれいな水にして流すことができ、業者が委託して行う「保守点検」と「清掃」をきちんと行い、水質に関する「法定検査」を受けることが義務付けられています。浄化槽管理者(浄化槽の所有者等)は、浄化槽の適正な設置と維持管理を確認するために、県知事が指定した検査機関である(公財)鹿児島県環境保全協会の検査を受けなければなりません。

7条検査・浄化槽を使い始めてから3か月目から8か月目までの間に行う最初の検査
11条検査・年1回受けの検査、定期検査とも言います。

■料金

- 検査の対象となった浄化槽は、事前に(公財)鹿児島県環境保全協会から検査日程をお知らせするハガキを郵送しています。下記の検査料金が必要になりますので必ず受検していただきますようお願い致します。
- ▽単独処理浄化槽 4000円
- ▽合併処理浄化槽 5000円
- ▽採水員検査 3000円



令和3年5月20日から

ひなんしじ

避難指示で必ず避難

ひなんかんこく

避難勧告は廃止です

警戒レベル

4

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫	きんきゆうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~			
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2 (瀬戸内町が発表)	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3 (瀬戸内町が発表)	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません！

避難勧告は廃止されます。  
これからは、  
警戒レベル4避難指示で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。

避難に時間のかかる  
高齢者や障害のある人は、  
警戒レベル3高齢者等避難で  
危険な場所から避難  
しましょう。

警戒レベルは必ずしも、段階的に発表されるわけではありません。身の危険を感じたら警戒レベルに関わらず避難しましょう！

■お問合わせ先 町民生活課国民年金係 ☎ 0997 - 72 - 1060  
奄美大島年金事務所お客様相談室 ☎ 0997 - 52 - 4341 (音声案内 1-2)

障害年金をご存じですか？

障害の程度や保険料の納付状況など、一定の要件を満たすと、国民年金や厚生年金保険の障害年金を受けることができます。

■注意事項

「障害者手帳の障害等級」と「国民年金・厚生年金保険の障害等級」とでは、判断基準が異なるため、手帳の交付を受けた場合でも障害年金を受けられないことがあります。また、他の年金との調整等がある場合もあります。

■受給要件

障害年金・障害厚生年金を受けるためには、次の3つの要件を全て満たしていることが必要です。

①初診日に、年金に加入していること。

障害の原因となった病気やけがで、初めて医師の診療を受けた日(初診日)に年金に加入している必要があります。

※20歳前または、日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満

の方で年金制度に加入していない期間に、初診日があるときも含まれます。

②一定の障害の状態にあること。

障害認定日(原則、初診日から1年6カ月を経過した日)または65歳に達するまでに、一定の障害状態にあることが必要です。

③保険料納付要件を満たしていること

初診日の前日に一定期間の保険料納付済(免除)期間があることが必要です。

■請求手続き

障害年金を受けるには、本人または家族による年金の請求手続きが必要になります。

■請求手続き先

●障害基礎年金(国民年金)

役場町民生活課国民年金係

●障害厚生年金

奄美大島年金事務所

■問い合わせ先

ご不明な点は、奄美大島年金事務所にご相談ください。

なお、障害年金の一般的なお問い合わせは、『ねんきんダイヤル』もご利用いただけます。

お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！

☎ 0570・05・1165

※050から始まる電話でおかけになる場合は、☎ 03・6700・1165へおかけください。

お問い合わせの際は、年金手帳など**基礎年金番号**の分かるものをご用意ください。

■受付時間

●月曜日

午前8時30分～午後7時まで

●火～金曜日

午前8時30分～午後5時15分まで

●第2土曜日

午前9時30分～午後4時まで



肺がん検診のご案内

●加計呂麻地区肺がん検診のお知らせ

町内に住む40歳以上の方を対象

に肺がん検診を実施します。

古仁屋市街地以外は、各集落巡回してまいります

ので配布してある肺がん受診券をご確認ください

い。届いてない場合は保健福祉課へお問い合わせ

してください。

6月30日(水)～7月2日(金)

加計呂麻地区

古仁屋市街地・西方・東方・山郷地区は9月の

日程になります。

※加計呂麻地区で受診できな

かった場合は9月17日にきゅら島交流館で受診できます。

■日時

日時、場所、料金等については各世帯配布の受診券をご確認ください。

■料金

40歳～69歳まで200円。

70歳以上無料

■定員：なし





■お問い合わせ先 総務課人事行政係 ☎ 0997 - 72 - 1111

**直接請求（古仁屋漁港ターミナルビル「せとうち海の駅」の設置及び管理に関する条例の改正請求）の町議会審議結果等の公表について**

**1. 直接請求制度（条例の制定又は改廃の請求）の概要**

普通地方公共団体の議会議員及び長の選挙権を有する者は、その総数の50分の1以上（※1）の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対して、条例（**地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。**）の制定又は改廃の請求をすることができます。【地方自治法第74条第1項】本来、条例の制定又は改廃は地方公共団体の議会の議決事項であり、その提案権は長及び議会にあります。【地方自治法第96条第1項】よって、住民は自らの意思による条例の制定又は改廃については、議会に議決を請求するにとどまり、長は議会を招集し、住民の請求に係る条例案を**町としての意見を附した上で**議会の審議に委ねることになるので、最終的な決定権は議会が持つこととなります。（※1）本町の場合、R3年3月時点で**150名以上**

**2. 古仁屋漁港ターミナルビル「せとうち海の駅」の設置及び管理に関する条例改正請求の経緯**

年月日	内容
令和2年 12月15日	条例改廃請求代表者から町に代表者証明書の交付申請がありましたが、条例改正請求内容が <b>コインパーキング駐車料金金の改正に係るものであったため</b> 、改正請求は認められず、町は代表者証明書交付申請を不受理としました。【地方自治法第74条第1項】
令和3年 2月10日	条例改廃請求代表者から町に二度目の代表者証明書の交付申請があり、その請求内容が <b>コインパーキング駐車料金に係るもので無かったため</b> 、町は代表者証明書を交付しました。
令和3年 3月11日	条例改廃請求代表者から町選挙管理委員会に、306名分の署名簿が提出され、町選管はそれを受理しました。
令和3年 3月30日	町選管による署名簿の審査の結果、総数306名のうち、 <b>有効署名が251名、無効署名が55名と決定しました。</b>
令和3年 4月13日	署名数が150名を超えたため、請求代表者より本請求が行われ、町は内容を精査した上で受理しました。なお、請求の要旨は下記のとおりです。 「令和2年12月11日に町議会にて議決された海の駅管理条例の改正について、指定管理者のあり方を海の駅内テナント一同や町民と話し合いをせずして行われたことに対し不服であり、施設の管理を『主管課長も行える』とした上記条例改正について、再度改正前に戻すとともに、指定管理者のあり方について議論してもらいたく条例改正を請求するものである」
令和3年 4月20日	町は令和3年第1回臨時議会に、町の意見を附した上で、請求された内容の条例改正案を上程しました。なお、町の意見内容は下記のとおりです。 「請求に係る署名法定数となる150名を超える数であったことは真摯に受け止めると同時に、コインパーキングの運営変更については、町民やテナントへの事前説明不足が起因しているものと考えているが、同施設だけの問題だけではなく、古仁屋市街地全体の駐車場不足問題とも合わせて総合的に判断する必要がある。一方で条例改正の直接請求の内容は、各条文の主語から『主管課長』を除くか否か、利用料金設定基準にコインパーキングの時間設定を加えるか否かを問うものであり、これに対しては、以下の3つの理由により反対の意見を附すものである。 ①署名収集の際に、駐車料金金の改正を請求するような内容のチラシ等を使用しており、署名者に誤解を招いた恐れがあること。 ②12月の改正は誤解を招かないよう、条文の主語に『主管課長』を追加したものであったこと。 ③「利用料金設定基準」にコインパーキングを追加しても現在の取り扱いと変更が無く、また、そのことを条例で制定することは、今後の効率的な運営に支障をきたす可能性があること。」
令和3年 4月20日	請求代表者による意見陳述や議員から代表者及び町に対する質疑応答を経て、条例改正請求のあった条例議案は、町議会において <b>賛成少数で否決</b> されました。